

『いなざわ特産品』新規募集!!

稻沢特産品認定委員会では、稻沢ならではの魅力を備えた产品を「稻沢の推奨品」として認定する「稻沢特産品認定制度」を設けています。認定された产品は、『いなざわ特産品』として全国に向けて広く発信するとともに、今年度からは特産品専用のWebサイトを新たに開設し、販路拡大を図ります。

さらに、認定事業者は市内で開催される各種まつり等の特産品ブースへ出店いただくことができ、来場者への直接的なPRや販売の機会も得られます。

このたび、認定対象となる新たな产品を下記のとおり募集しますので、ぜひお申し込みください。

募集要項

1. 応募資格

稻沢商工会議所・祖父江町商工会・平和町商工会・稻沢市観光協会のいずれかに属する会員であること。

2. 認定申請料

1点につき 3,000円 (新たに認定申請する場合)

3. 認定登録料

1点につき 5,000円 (既に認定済の商品は、登録料のみ)

※ 特産品Webサイトの作成、展示ブースへの出展等を行います。



<稻沢特産品認定マーク>

4. 審査基準

- ①稻沢市の特産品（ぎんなん、治郎丸ほうれんそうなど）を原材料にした料理や商品、又は稻沢の魅力を発信できるもので、他地域の产品に負けない特徴、品質を有するもの。
- ②市場への安定供給が可能で、かつ製造基準や表示義務等を満たした安全、安心な商品で、流通可能な消費財（一般消費者が購入できるもの）であること。
- ③その他、審査委員が稻沢の特産品として相応しいと認める商品。

5. 申込方法・期限

裏面の申込書にて、認定申請料1点につき3,000円を添えて、令和8年3月16日(月)までにお申し込みください。

6. 審査日

令和8年3月24日(火) 10時

※ 新たに申請される商品につきましては、審査日前日か、当日朝にサンプルをご提供いただきます。事業者の立会いは不要です。現物を添えることができない場合、カラー写真も可とします。

7. 認定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

認定継続に当たっては、1点につき1,500円/年の継続認定登録料が必要となります。(継続されるかどうかは、事前に確認します。)

8. 申込・問合先

稻沢特産品認定委員会（稻沢商工会議所内）電話 0587-81-5000 Fax 0587-23-6200

令和 年 月 日

『いなざわ特産品』申込書

いなざわ特産品募集要項に基づき、下記申請商品が関係法令に準拠し、かつ違反していないことを誓約し、下記の通り申請します。

1. 商品内容

内訳	商品名	商品単価 (税抜) 円
1		
2		
3		

2. 商品説明（100 文字以内）

* 商品の特長などを紹介してください。（審査委員会で説明します。）

（複数行用）

3. 申請団体・申請者

会社(団体)名	(ふりがな)		
代表者名		担当者名	
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
所属先 (○印をお付け ください)	稻沢商工会議所 ・ 祖父江町商工会 ・ 平和町商工会 ・ 稲沢市観光協会		

ご記入いただいた内容は、応募者把握のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。